

Bureau Veritas Japan Co., Ltd.

確認検査業務約款 Rev.2.7

(CTC-JP-BCA-01)



Bureau Veritas Japan Co., Ltd.



Document Title: 確認検査業務約款

(CTC-JP-BCA-01)

Rev. 2.7

Issue Date: 10 April, 2002

Revised Date: 1 September, 2017

確認検査業務約款

(責務)	2
(業務期日)	3
(支払期日)	3
(手数料の支払方法)	4
(確認審査中の計画変更)	4
(甲の解除権)	4
(乙の解除権)	4
(計画の特定行政庁への通知)	5
(電子申請)	5
(事前相談)	5
(秘密保持)	5
(結果に対する乙の責任)	5
(損害賠償)	6
(別途協議)	6

確認検査業務約款

(責務)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及びビューローベリタスジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、建築基準関係規定に適合した申請を行わなければならない。
- 5 甲は、別に定める「確認検査業務手数料規程」に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。なお、乙は、確認申請のあった対象物についてのみ、確認業務を実施するものとする。
- 7 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 8 甲は、乙の確認業務において、乙が甲に対し法第6条の2第4項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した場合であって、申請書並びにこれらに添えた図書及び書類（以下「申請書等」という。）に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。以下同じ。）がある場合に期限を定めて申請書等の補正を求めたとき又は申請書等の記載事項に不明確な点がある場合に期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下「追加説明書」という。）の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置を取らなければならない。
- 9 甲は、乙の完了検査業務において、乙が甲に対し建築基準法施行規則（以下、「施行規則」という。）第4条の5の2の規定による検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、期限を定めて追加説明書の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置を取らなければならない。
- 10 甲は、乙が確認済証を交付した後に変更する場合において、施行規則第3条の2に定める軽微な変更を行うときは、乙に速やかに変更部分に関する図書を提出し、また、その計画の変更が、施行規則第3条の2に定める軽微な変更以外のときは、甲は速やかに計画変更確認申請書を提出し、乙と確認検査業務の契約を締結しなければならない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認業務 引受承諾書を交付した日の翌日を業務開始日とし、引受承諾書に記載の期日
- (2) 中間検査業務 引受承諾書に記載の中間検査予定日
- (3) 完了検査業務 引受承諾書に記載の完了検査予定日
- (4) 仮使用認定業務 引受承諾書に記載の仮使用認定検査予定日

2 乙は、対象建築物等が判定を要する建築物等であって、甲が判定機関等から前項第1号の日の3日前までに、法第6条の3第7項に規定する通知書が提出されなかった場合、前項第1号の日を前項第1号の日の3日前から当該通知書の提出を受けた日までの期間、延期する。

3 乙は、前条第8項の場合、乙が甲に対し同項の通知書を交付した日から当該申請書等の補正が行われた日又は追加説明書の提出を受けた日までの期間、第1項第1号の日を延期する。

4 乙は、前条第9項の場合、乙が甲に対し同項の通知書を交付した日から追加説明書の提出を受けた日までの期間、第1項第3号の日を延期する。

5 乙は、甲が前条第5項及び第6項に定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

6 乙は、甲が前条第8項に定める期限内に必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の確認業務を完了する。

7 乙は、前条第8項の適合するかどうかを決定できない旨の通知書を、申請書等の補正又は追加説明書の提出を求めずに交付した場合、その時点で乙の確認業務を完了する。

8 乙は、甲が前条第9項に定める期限内に必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の完了検査業務を完了する。

(支払期日)

第3条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認の申請手数料 確認申請手数料に係る請求書の発行日から3営業日を経過する日又は確認済証交付日の前日のいずれか早い日
- (2) 中間検査の申請手数料 引受承諾書に定める中間検査予定日の前日
- (3) 完了検査の申請手数料 引受承諾書に定める完了検査予定日の前日
- (4) 完了検査時の追加説明書の審査手数料 検査済証交付日の前日
- (5) 仮使用認定の申請手数料 引受承諾書に定める仮使用認定検査予定日の前日

(手数料の支払方法)

第4条 甲は、手数料を前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法により支払うものとする。ただし、緊急を要するときは、協議の上別の方法によることができる。

2 前項の払込に要する費用は、甲の負担とする。

(確認審査中の計画変更)

第5条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに当該確認の申請を取下げ、別件として改めて乙に確認を申請しなければならない。

2 前項の申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとし、次条第5項及び第6項を適用する。

(甲の解除権)

第6条 甲は乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

(3) 甲が反社会的組織である場合

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せ

ず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第8条 乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に、対象建築物等の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(電子申請)

第9条 甲の確認申請、中間検査申請又は完了検査申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。

- (1) 確認済証の交付時における副本
(2) 適合しない旨の通知書の交付時における副本

- 2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、確認済証等交付の際に乙が電子署名を付してから10年とする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については、当該期間内にタイムスタンプを付すことを必要とする。

- 3 乙は、規程第14条に規定する確認検査業務を行う時間(以下、「業務時間」という。)内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ規程第17条第3項に規定する審査を行い、当該申請を引受けるものとする。

- 4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、別に定め公表する。

(事前相談)

第10条 規程第64条に基づく事前相談があった場合、その相談結果については、当約款にかかわらず、甲の責任において取扱うものとする。

(秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(結果に対する乙の責任)

第12条 甲は、第1条に規定する業務の結果の判定に誤りが発見された場合、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該

当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。

- (1) 甲の提出図書に虚偽の記載があったことその他甲の責めに帰すべき事由。
- (2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由。

2 前項の請求は、業務期日から5年以内に行わなければならない。

3 甲は、第1条に規定する業務の結果の判定に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を業務期日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することができない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 この契約に基づき、甲が乙に請求できる損害賠償請求額の上限は申請手数料の10倍までとする。

2 この契約に基づき、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付した後に、特定行政庁以外から乙に損害賠償請求があった場合は、乙は甲に別途その損害を請求することができる。

3 第2条第5項によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(別途協議)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
なし		

最新版

版番号	Rev. 2.7
発効日	平成 29 年 9 月 1 日

改訂履歴

改訂版 Rev. 2. 7	平成 29 年 9 月 1 日 改訂
変更概要	第 9 条 1 項 適合しない旨の通知書及びその 交付時における副本の文言修正 中間検査合格証を交付できない旨の通知書 及び検査済証を交付できない旨の通知書を 削除
改訂版 Rev. 2. 6	平成 27 年 9 月 28 日 改訂
変更概要	Document Title 名称の変更 第1条 文言の修正及び追加 第2条 仮使用認定の実施による追加 第3条 仮使用認定の実施による追加 第5条 文言の修正 第6条 文言の修正 第9条 文言の修正及び削除 第10条 確認検査業務規程変更に伴う条項 の変更 第13条 仮使用認定の実施による変更
改訂版 Rev. 2.5	平成 27 年 6 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 2.4	平成 27 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 2.3	平成 25 年 9 月 17 日 改訂
改訂版 Rev. 2.2	平成 23 年 8 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 2.1	平成 20 年 6 月 19 日 改訂
改訂版 Rev. 2.0	平成 19 年 6 月 20 日 改訂
改訂版 Rev. 1.2	平成 17 年 1 月 31 日 改訂
改訂版 Rev. 1.1	平成 14 年 9 月 2 日 改訂
初版 Rev. 1.0	平成 14 年 4 月 10 日 制定